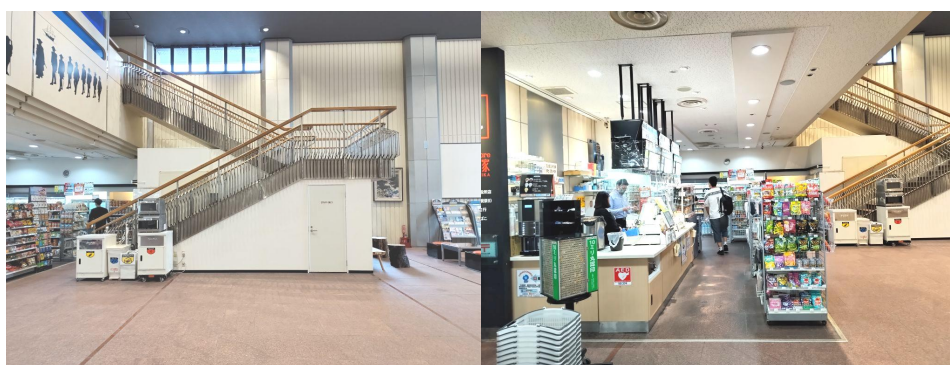


横須賀市役所市民ホール内
コンビニエンスストア
出店者募集要項



令和7年6月4日
横須賀市

横須賀市役所市民ホール内コンビニエンスストア出店者募集要項

【 目 次 】

I. 募集内容について

1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 出店場所・開店予定・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 店舗の営業日および時間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 契約方法・期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6. 店舗の運営形態・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7. 運営に関する条件・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8. 店舗の設置工事・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9. 契約に関する諸条件・・・・・・・・・・・・・・・・	6

II. 応募について

1. 応募者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2. スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3. 応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・	8

III. 審査について

1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2. 審査主体・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3. 決定から出店までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4. その他・留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	12

資 料

・ 企画提案及び配点・・・・・・・・・・・・・・・・	13
・ 設備諸条件一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	15

I. 募集内容について

1 趣 旨

横須賀市（以下「市」という。）では、市庁舎の有効活用及び来庁者と職員の利便性向上のため、庁舎内にコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）を設置しています。令和7年10月末に、現出店者による賃貸借契約が満了を迎えることから、市が提示する条件のもと、新店舗を企画・立案し実行する行動力、安定した経営に必要な経験とノウハウを有する出店者をプロポーザル方式により募集します。

2 出店場所・開店予定

- (1) 所在地 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所本庁舎内
- (2) 出店場所 3号館1階市民ホール内 現コンビニ及び階段下・階段周辺
- (3) 店舗面積 約71.336㎡
- (4) 開店予定 令和7年12月1日（月）

参考

庁舎内の職員数 約1,835人

3 店舗の営業日および時間

市庁舎の開庁日に、下表の通り、営業するものとします。

時間帯	営業方法
8時00分～18時00分	有人レジによる営業（セルフレジ等の併設も可）
その他の時間帯	営業時間や営業方法は、応募者提案による

閉庁日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日から翌年の1月3日まで。

4 契約方法・期間

(1) 契約方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付によるものであり、出店者は、市と賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 契約期間

契約期間は5年間とします。契約期間の延長については、5年を限度とし、期間満了時における市と出店者との協議により決定するものとします。

この期間には、開設に伴う工事、設備の設置、開店準備、また閉店に伴う原状復旧に要する期間を含みます。

5 費用負担

(1) 貸付料

4 (1)の賃貸借契約に基づく貸付料支払いの有無やその金額等は、事業者の提案によるものとします。

貸付料支払いを提示した場合、支払に必要な手数料は、出店者の負担とします。

<参考>

「普通財産および行政財産貸付に関する取扱基準（令和6年4月1日付）」に基づき計算した場合、月額1,607円/㎡（税抜）月額104,540円（税抜）。

（店舗面積の約71.336㎡のうち、階段下の一部㊸については、貸付料の対象外として計算しています。㊸を差し引いた面積65.22㎡となります。

（「(別表1) 店舗平面図」にてご確認ください。）

(2) 出店料

市への出店料支払いの有無やその金額等は、事業者の提案によるものとします。

出店料支払いを提示した場合、支払に必要な手数料は、出店者の負担とします。

(3) その他の費用

項目	負担
設置工事費（店舗の設置に要する工事費用）	全て出店者が 負担する
維持管理費等（店舗運営、維持管理、改装工事、修繕等、店舗に係る一切の費用）	
店舗から発生する廃棄物の処理に係る費用	
光熱水費・通信費（店舗で使用した光熱水費、また、電話代等の通信費）	

6 店舗の運営形態

店舗の企画・運営のノウハウを持つコンビニエンスストア運営会社（チェーン本部）の直営、またはコンビニエンスストア運営会社（チェーン本部）の全責任によるフランチャイズ契約に基づく加盟店による運営とします。

7 運営に関する条件

(1) 店舗内での販売品目およびサービス

販売品目およびサービス	備考
一般のコンビニで扱う商品に準じるもの	例) 弁当、パン、菓子、飲料品、日用品、雑貨等 電気調理器の使用は、可とします。使用に際しての条件は、消防署等に確認してください。
郵便商品・印紙等	切手やレターパック、収入印紙等

コピー機の設置	来庁者の利便性を図るため、店舗内にコピー機を設置してください。
市から販売を依頼された物品等	店舗の運営に支障のない限り、ご協力ください。

【販売できないもの】

アルコール類や有害図書等、市庁舎にふさわしくないもの

(2) その他のサービス等

① 庁舎内への自動販売機の設置

庁舎内に飲料の自動販売機を設置してください。

ア 貸付料及び出店料支払いの有無やその金額等は、事業者の提案によるものとします。

<参考>

「普通財産および行政財産貸付に関する取扱基準（令和6年4月1日付）」に基づき貸付料を計算した場合、設置面積 1.0 m²まで1台につき月額 500 円(税抜)。

イ 設置台数 7台

設置場所 「(別表2) 自動販売機設置場所(7か所)」の通り

ウ 設置台数と配置場所は変更できません。

エ 契約方法・貸付期間なども店舗と同様の扱いとなります。

オ P2「2出店場所・開店予定」(3)店舗面積の約 71.336 m²には、自動販売機の占有面積は含まれていません。

② 市公費による商品購入への対応

市が公費により商品を購入する際、請求書による支払いに対応してください。

なお、市では、取引事業者との請求書の発行・受取において、事業者の利便性向上及び市内部事務のデジタル化を図るため、電子請求書の取引サービス(BtoBプラットフォーム 請求書)を導入しています。請求書の発行については、市ホームページ(「横須賀市 電子商取引」で検索)を参照し、電子商取引サービス(BtoBプラットフォーム)の利用にご協力ください。

(3) 商品の仕入れ・管理

商品は、安全性等信頼できる業者から仕入れてください。商品の瑕疵については、出店者がすべて責任を負うことになります。

商品の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守してください。

(4) 商品の搬入・廃棄物の搬出

①商品の搬入及び廃棄物の搬出は、夜間通用口を使用してください。他の出入口を使用する場合は、市と協議してください。

②搬入ルートは多くの市民が行き交うため、安全に細心の注意を払ってください

③店舗で販売した商品・包装等から発生する廃棄物について、その回収に必要な容量のごみ箱を設置してください。

(5) 店舗内の清掃等

店舗に係る清掃は、出店者自らが行き、店舗内は常に清潔を保ってください。

(6) 従業員の配置

営業が円滑に遂行されるように留意し、適正な人員配置を実施してください。

(7) 防災・防犯対策

①ガス及び裸火は使用できません。

②消防法等関係法規に定める事項については、必要に応じてあらかじめ横須賀市消防局と協議を行ってください。

③店舗の防犯対策を確実に実施してください。

(8) 営業に伴う関係法令上の手続き

店舗の営業に伴い関係法令上必要となる市や諸官庁への申請・届出等は、すべて出店者の責任により行ってください。

(9) その他

店舗外に移動式の看板やのぼりを設置する場合には、市と協議を行ってください。

8 店舗の設置工事

(1) 出店者は、企画提案書に基づき、自らの責任と負担により、開店に必要な設置工事を行うものとします。

(2) 工事開始前に市と設計及び施工上の協議・確認を必ず行ってください。

(3) 工事終了後、市による確認をもって工事が完了したものとします。

(4) 設備の諸条件は、「設備諸条件一覧表 (P15 から 16)」のとおりです。

(5) 改装工事、店舗の修繕等を行うとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に市の承認をうけるものとします。

9 契約に関する諸条件

(1) 禁止事項

- ①出店者は、貸付物件をコンビニの営業以外の用途に供してはなりません。
- ②出店者は、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は名義貸し等を行うことはできません。

(2) 契約の解除

出店者が、本要項に定める事項、市の指示する事項を遵守しない場合、契約を解除することがあります。

(3) 契約期間終了時の条件等

- ①出店者は、契約期間が満了したとき、又は9の(2)により契約を解除された場合は、直ちに出店者の負担により貸付対象物件を原状に回復して返還しなければなりません。その際、原状回復の範囲は市と協議によるものとします。
- ②①の場合、出店者は市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。
- ③出店者が原状回復の義務を履行しない場合、市は、出店者の負担においてこれを行うことができるものとします。

(4) 損害賠償

- ①出店者は、貸付物件の使用にあたり市又は第三者に損害を与えたときは、すべて出店者の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ②出店者は、その責めに帰する理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(5) 定期報告

- ①出店者は、毎年度終了後、前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、市に提出してください。
- ②定期報告以外にも、市から収支等の報告を求められた場合、出店者はその求めに応じなければなりません。

(6) その他

その他貸し付けに関する諸条件については、本要項、賃貸借契約に定めるもののほか、市の関係条例又は規則等の定めによるものとします。

Ⅱ. 応募について

1 応募者の資格

応募の資格者は、次の要件を満たしていることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条 第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条 に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実がないこと。

(4) (社) 日本フランチャイズチェーン協会に加入しているコンビニの企画・運営のノウハウを有するコンビニエンスストア運営会社（チェーン本部）であること。

※個人事業者は応募できません。

(5) 出店意欲があり、募集の趣旨を十分理解し、良質な商品や優良なサービスを提供できるノウハウと実績を有すること。

(6) 国税及び地方税を完納していること。

2 スケジュール

やむを得ない事情により変更する場合があります。

内容	期日・期間
① 募集要項の配布	令和 7 年 6 月 4 日（水）～
② 応募申込み	令和 7 年 7 月 2 日（水）17 時まで
③ 現地調査（希望制）	実施期間：令和 7 年 6 月 6 日（金） ～令和 7 年 6 月 13 日（金） 申込期間：令和 7 年 6 月 4 日（水） ～令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時まで
④ 質疑書の提出および 質疑書に対する回答	質疑書提出：令和 7 年 6 月 20 日（金）17 時まで 回答：令和 7 年 6 月 27 日（金）まで
⑤ プレゼンテーション資料の提出 プレゼンテーションの実施	資料提出：令和 7 年 7 月 16 日（水）17 時まで 実施日：令和 7 年 7 月 25 日（金）
⑥ 出店者の決定・通知	令和 7 年 8 月上旬
⑦ 工事協議等	出店事業者決定後～令和 7 年 10 月 31 日まで
⑧ 工事着工（開店準備）・契約書の締結	令和 7 年 11 月 1 日付
提案による店舗の開店	令和 7 年 12 月 1 日

3 応募手続

出店を希望する場合、次により応募申込の手続を行ってください。

※白ヌキ番号は、上記２スケジュールの内容欄に合致

① 募集要項の配布

配布開始	令和 7 年 6 月 4 日（水）～
入手方法	横須賀市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/top.html 横須賀オフィシャルサイト・トップページ ⇒ ビジネス ⇒ 入札・プロポーザル⇒コンペ・プロポーザル等の案件情報

② 応募申込み

申込期間	令和 7 年 7 月 2 日（水）17 時まで
提出書類	【応募者に関する書類】 各 1 部 ※No. 6 及び 7 は別に各 5 部 1. 応募申込書（様式 1） 2. 誓約書（様式 2） 3. 商業登記事項証明書の履歴事項全部証明書の写し （発行後 3 か月以内のもの） 4. 印鑑証明書 5. 定款（最新のもの） 6. 企業概要（会社パンフレット等） 7. 経営状況を示す資料（損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書、経営実績等） （3 年分） 8. 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税） ※納税証明書（その 3 の 3） ※都道府県税・市税の未納がないことの証明書 （所管する都道府県、市町村発行） ※発行後 3 か月以内
提出先	〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 総務部総務課 庁舎管理担当あて
提出方法	持参または郵送 1. 持参の場合は、8 時 30 分から 17 時まで（土日及び祝日除く）の間、提出先において受け付けます。 2. 郵送の場合は、書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。（提出期限までに必着）

③ 現地調査（希望制）

現地調査を希望する場合は、現地調査申込書を提出してください。

実施期間	令和 7 年 6 月 6 日（金）～令和 7 年 6 月 13 日（金）
申込期間	令和 7 年 6 月 4 日（水）～令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時まで
提出書類	・ 現地調査申込書（様式 5） ※上記実施期間（土日祝を除く）の希望日時を第 2 希望まで記載してください。時間帯は「9 時～10 時」、「13 時半～14 時半」、「16 時～17 時」で選択していただきます。 申請後の日時の調整は個別に対応いたします。
提出様式	横須賀市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/top.html 横須賀オフィシャルサイト・トップページ ⇒ ビジネス ⇒ 入札・プロポーザル⇒コンペ・プロポーザル等の案件情報 （様式 5）現地調査申請書を使用してください。
提出方法	E-mail 《送信先》 横須賀市総務部総務課 ga-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp

④ 質疑書の提出および質疑書に対する回答

本件につき質疑がある場合は、次により質疑書を提出してください。

提出期限	令和 7 年 6 月 20 日（金） 17 時まで
回 答	令和 7 年 6 月 27 日（金）
提出様式	横須賀市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/top.html 横須賀オフィシャルサイト・トップページ ⇒ ビジネス ⇒ 入札・プロポーザル⇒コンペ・プロポーザル等の案件情報 質疑書（様式 3）を提出してください。
提出方法	E-mail 《送信先》 横須賀市総務部総務課 ga-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp
回答方法	同 WE B ページに回答公表

Ⅲ. 審査について

1 基本的な考え方

出店者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容を基に十分な審査を行います。また、コンビニ事業主体としての実績、経営基盤等も併せ含め、最も優れた総合評価を得た事業者を出店者として決定します。

2 審査主体

審査は、「市民ホール内コンビニエンスストア選考委員会」にて実施し、企画提案の内容について公平かつ適正な審査を行います。

3 決定から出店までの流れ

⑤ プレゼンテーション資料の提出・プレゼンテーションの実施

審査にあたり、応募者全員につき、プレゼンテーションを実施します。なお、不参加の場合には、応募を辞退したものとみなしますので十分にご注意ください。

プレゼンテーション資料の提出	
提出期限	令和7年7月16日（水）17時まで
提出書類	1. 企画提案書 正本、社名、代表者名を記載し代表者印を押印したもの）1部及び副本（社名及び代表者名を記載しないもの）7部作成し、提出すること） ① 表紙 「横須賀市役所市民ホール内コンビニエンスストア出店者募集に係る企画提案書」とすること。 ② 企画提案項目 同要項 P13 から P14「企画提案及び配点」に基づき項目を立て、具体的で簡潔な表現を用い、A4用紙により、写真、図、グラフなどを活用し、わかりやすい資料となるように工夫し、作成すること。また、提案項目ごとにインデックスを付けてください。
提出先	〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 総務部総務課 庁舎管理担当あて
提出方法	持参または郵送 1. 持参の場合は、8時30分から17時まで（土日及び祝日除く）の間、提出先において受け付けます。 2. 郵送の場合は、書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。（提出期限までに必着）

プレゼンテーションの実施	
日 時	令和 7 年 7 月 25 日（金）
場 所	横須賀市役所 3 号館 4 階 総務部会議室
実施手順	1. 実施手順 ① 参加事業者に対し、改めてプレゼンテーションのスケジュールを通知します。 ② 出席者の人数は 3 名以内とします。 ③ 1 事業者あたり 30 分以内とします。 （準備、説明 20 分、質疑応答 10 分） 2. その他 ① 説明は提出済みの企画提案書に基づいて行い、追加資料の提出はできません。 ② パソコン等の必要機材は事業者が用意するものとします。ただし、モニターは市で用意があります。 ③ マイクは使用できません。 ④ 他の事業者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。 ⑤ 時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査の対象としません。 ⑥ 辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出してください。

⑥ 出店者の決定・通知

出店者は、令和 7 年 8 月上旬頃に決定する予定です。

- ① 審査結果については、応募者全員に文書で通知します。また、決定事業者の公表は横須賀市ホームページで公表します。なお、審査結果やその内容に関するお問合せには応じられませんのでご承知ください。
- ② 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

⑦ 工事協議等

店舗設置に向けて工事協議が必要となる場合は、出店事業者の決定後、速やかに協議を開始し、11 月 1 日付で工事に着手できるよう計画してください。

⑧ 工事着工（開店準備）・契約書の締結

工事着工（開店準備）は令和 7 年 11 月 1 日から開始します。併せて出店者に選定された事業者は市と仕様書を調整のうえ賃貸借契約を締結します。締結時期は、令和 7 年 11 月 1 日付とします。店舗開店は令和 7 年 12 月 1 日とします。

4 その他・留意事項

- (1) 提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- (2) 提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- (3) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがあります。
- (4) 応募に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- (5) 出店者の決定から賃貸借契約の締結までの間に、出店者の資金事情の変化等により、店舗の設置・運営の履行が困難であると市が判断した場合、または著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者としてふさわしくないと市が判断した場合、またはP 7に示す応募者の資格要件に適合しなくなった場合、出店者としての決定を取り消します。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属します。
ただし、横須賀市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公表する場合があります。

■企画提案及び配点

提案項目	審査内容	配点
1 運営体制		60
(1) 官公庁での実績	■これまでの他の官公庁での運営実績を示してください。	10
(2) 収支計画	■収支計画（5年間）および算出根拠を示してください。	10
(3) 店舗の運営方法等	■店舗の運営方法（直営またはフランチャイズ契約）か明確に示してください。 ■店舗への資金、人材、ノウハウ等の支援体制を示してください。 ■店舗の営業時間や営業方法等（無人対応等）について内容を具体的かつ明確に示してください。	10
(4) 安全管理・食品衛生・品質管理	■店舗の防犯及び防災等の安全管理の対策を示してください。 ■食品衛生・品質管理について、事故防止の体制及び事故発生時の対応策を示してください。	10
(5) 従業員の配置計画、教育・訓練等	■従業員の配置計画及び従業員に対する教育・訓練等を示してください	10
(6) クレーム・要望等への対応	■クレーム・要望等に対応するマニュアル等の対応方法を示してください。	10
2 サービス内容		60
(1) 店舗レイアウト及びイメージ図	■コンビニの外観やコンビニ内の平面図やイメージ図を示してください。また、店舗の雰囲気作りについて、工夫する点を記載してください。	30
(2) 販売品目及びサービス	■商品の種類及び品目、提供を予定しているサービス等を示してください。また利用者を飽きさせない品揃え等、利用者満足を高めるための取組を記載してください。	30
3 環境への配慮と公益への貢献・その他		30
(1) 廃棄物の回収及び処理方法・環境への配慮	■廃棄物の回収及び処理方法、廃棄物の減量化推進のための工夫等を示してください。また、環境への配慮等の実績等を示してください。	10

(2) 大規模災害時の支援体制	■大規模災害が発生した場合、市への支援体制を示してください。	10
(3) その他アピール事項	■出店に際し、アピールできる事項や付加価値など、特徴のある事項を示してください。 【具体例】 地域貢献、施策との連携、貸付料・出店料等	10
	計	150

■設備諸条件一覧表

項目		内容	
建 築	既存仕上	床	軽量コンクリートの上御影石 J.B 仕上げ（一部本磨き）
		壁	リブ付 ALC 板吹付タイルコテ押え（一部タイル張り）、柱型アルミ板厚さ 2.3 mmエンボス仕上げ、観光課側スチール厚さ 2.3 mm OP
		天井	せっこうボード厚さ 9.5 mm下地の上リブ付岩綿吸音板（一部岩綿吸音板）
	床の積載荷重	2900N/㎡以下	
	その他	建築基準法に適合させること。 （内装制限） 居室の壁、天井の仕上げは難燃材料又は準不燃材料、不燃材料のいずれかとし、廊下等の壁、天井の仕上げは準不燃材料又は不燃材料のいずれかとする必要があります。（ただし、これは本建築物による制限であり、店舗の設置計画によっては、更なる制限が加わる場合もあるので、事業者にて確認する必要があります。） （火気） 裸火及びガスの使用は不可とし、熱源は電気のみとします。 （排煙） 新たに防煙区画を形成する場合は、建築基準法施行令第 126 条の 2 に適合させる必要があります。また、既存の排煙オペレーターの設置してある柱の周りを塞がないこと。 （間仕切壁） 非耐力壁である間仕切壁を設ける場合にあっては、建築基準法施行令第 107 条第 2 号に適合させる必要があります。	
電 気	電源供給	電源	単相 200-100V 30kVA 三相 200V 30kVA
		積算電力量計	直近壁面に設置（設置は事業者負担）
		幹線	事業者負担
		コンセント	事業者負担
		照明	事業者負担
		非常用照明	関係法令に基づき事業者負担
		非常放送	関係法令に基づき事業者負担
	通信設備	なし（設置工事は事業者負担とし、その方法は別途協議）	

機 械	空調	空調設備	1 階ホール全体空調あり。店舗用空調設備は電源を含め事業者負担
		換気設備	1 階ホール全体で行っている。店舗用換気設備は電源を含め事業者負担
	衛生	給水設備	飲用給水管は直下階機械室（40Φ）又は近隣当直室に（40Φ）にあり。参考水道メーターあり。 ※出店場所に給水の立ち上がりあり。
		給湯設備	なし
		排水設備	直下階機械室に汚水管 100Φ、雑排水管 75Φあり ※出店場所に排水の立ち上がりあり。
		ガス設備	なし
		消防設備	屋内消火栓警戒範囲
	その他	（申請・届） 給排水設備を設置する場合は、横須賀市上下水道局への申請を行うこと。	
そ の 他	非破壊検査	コンクリート壁、床に穴を開ける場合は、コンクリート内調査（レントゲン）を行うこと。	